

平成 26 年 4 月 25 日

中央労働災害防止協会
技術支援部長 角 元 利 彦
【照会先】
総務部 上席専門役 間 宮 直 樹
(電話) 03-3452-6542 (FAX) 03-3452-9225
E-mail koho@jisha.or.jp

平成 26 年度 中小企業対象 安全衛生サポート事業 第三次産業を新たな対象に追加！

中央労働災害防止協会（中災防）では、労働災害が多発傾向にある中小規模事業場の労働災害の防止を図るため、安全衛生の専門家が事業場への訪問し、個別コンサルティングを「無料」で行う事業、「中小規模事業場安全衛生サポート事業（以下「サポート事業」という。概要は裏面）」を平成 25 年度から製造業を対象にスタートさせ、762 事業場に対し 943 回の個別支援を行い大変好評をいただいた。

本年度は、『安全推進者の配置等に係るガイドライン（平成 26 年 3 月 28 日）』（厚生労働省）の公表を踏まえ、対象事業場を昨年度までの製造業に加え、新たに第三次産業（小売業、飲食店、社会福祉施設等）の事業場に拡大した。

1 平成 26 年度の事業の特長

- 1 費用は無料
- 2 2 時間程度の現場確認とアドバイス
- 3 製造業に加え、新たに第三次産業も対象
- 4 労働者が概ね 100 人未満の事業場が対象
- 5 個別支援は、2 回まで受けることができる

2 安全衛生の専門家から改善のアドバイス

- 安全衛生の弱点を明らかにし、改善の手順をお伝えします。
- 機械災害の芽となる「危険源」を見つけ、リスク低減の具体的方法をお伝えします。
- 昨年の労働安全衛生規則改正を踏まえた食品加工用機械の安全化へのアドバイスをを行います。
- 化学物質による健康障害や爆発火災等のリスク評価の進め方をお伝えします。
- 職場巡視に同行し、巡視における目の付け所をアドバイスします。
- 転倒、腰痛、墜落・転落災害の防止策のアドバイスをを行います。

中小規模事業場安全衛生サポート事業とは・・・

安全衛生の専門家（安全・衛生管理士等）が事業場にお伺いし、簡単な安全衛生の確認とアドバイスをさせていただく「現場確認&アドバイス」（個別支援）により、各事業場の安全衛生に対する取り組みを支援する事業です。

また、事業場の経営者様または安全衛生担当者様に集まっていただく「研修会」（集団支援）と組み合わせることも可能です。

事業の詳細の問合せ先：中央労働災害防止協会・技術支援部・技術指導課（03-3452-6375）

中災防ホームページ「トップ」→「技術サービス」→「安全衛生サポート事業」

3 中小規模事業場の労働災害防止の決め手

（１）労働災害発生の現況

中小企業白書（2009 年）によると、企業数 421 万 3,190 社のうち、中小企業は 420 万 1,264 社におよび、99.7%を中小企業が占めている。

他方、労働災害発生状況については、死亡及び休業 4 日以上之死傷者を事業場の規模別に見ると、労働者数 300 人未満の中小企業における発生数は全体の 92%を占めており、日本の産業社会の基盤を中小企業が支えていると同時に、労働災害のそのほとんどが中小企業で発生している状況にある。

（２）第三次産業の安全管理体制構築の契機に

長期間にわたる産業構造の変化にともない、雇用者が製造業や建設業から第三次産業へシフトしたことにより、第三次産業の従事者は雇用者全体の 73%に達している。近年、第三次産業の労働災害の増加には著しいものがある。

休業 4 日以上之死傷災害の 4 割（51,033 人（全産業 119,622 人）平成 23 年）を占め、その割合は年々高くなっている。

内訳は、小売業が最も多く第三次産業全体の 3 割を占め、次いで社会福祉施設などの保健衛生業、3 番目に飲食店などの接客・娯楽業である。

第三次産業の事故の型別の災害発生状況では、「転倒」が全体の 3 割、ついで「動作の反動・無理な動作（腰痛）」、「墜落転落」と続く。

中災防では、「サポート事業」を進めるにあたって、今般、新たに厚生労働省により策定された「労働安全衛生法施行令第 2 条第 3 号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドライン」に示す、「安全推進者」を中心とした安全管理体制の整備が徐々に進められるよう、店舗のバックヤード等の作業場の現場確認や安全衛生管理状況の確認を通して効果的なアドバイスを行うこととしている。

中災防

中災防は、昭和 39 年に労働災害防止団体法に基づき設立された団体で、事業主の自主的な労働災害防止活動を支援するため、企業の人材の育成、安全衛生の専門技術の提供および最新安全衛生情報の提供などの安全衛生に関する総合的な事業を行っています。

会 長：米倉弘昌（日本経済団体連合会会長）

理事長：関澤秀哲

平成26年度
中小規模
事業場

安全衛生 サポート事業

製造業に加え、新たに、小売業、飲食店などの第三次産業を応援します。

専門家のアドバイスでストップ労災！

知識・経験豊富な安全衛生の専門家があなたの職場にお伺いし、労働現場や作業の問題点を明らかにして改善のアドバイスを行います。

本年度は、『安全推進者の配置等に係るガイドライン（平成26年3月）』（厚生労働省）の公表を踏まえ、対象事業場を昨年までの製造業に加え、新たに第三次産業（小売業、飲食店、社会福祉施設等）の事業場に広げました。

事業の特長

- 1 費用は無料
- 2 2時間程度の現場確認とアドバイス
- 3 製造業に加え、新たに第三次産業も対象
- 4 労働者が概ね100人未満の事業場が対象



個別支援では、安全衛生の専門家から 改善のアドバイスがあります

- 安全衛生の弱点を明らかにし、改善の手順をお伝えします。
- 機械災害の芽となる「危険源」を見つけ、リスク低減の具体的方法をお伝えします。
- 安衛則改正を踏まえた機械設備の安全化へのアドバイスを行います。
- 化学物質による健康障害や爆発火災等のリスク評価の進め方をお伝えします。
- 職場巡視に同行し、巡視における目の付け所をアドバイスします。
- 転倒、腰痛、墜落・転落災害の予防のアドバイスを行います。

中小規模事業場安全衛生サポート事業とは・・・

安全衛生の専門家（安全・衛生管理士等）が事業場にお伺いし、簡単な安全衛生の確認とアドバイスをさせていただく「現場確認&アドバイス」（個別支援）により、各事業場の安全衛生に対する取り組みを支援する事業です。

また、事業場の経営者様または安全衛生担当者様に集まっていただく「研修会」（集団支援）と組み合わせることも可能です（概要は裏頁参照）。

詳しくは「中災防ホームページ」：[中災防](#) で検索 → トップページの「技術サービス」から入れます。（サポート事業の詳細のほか、事業場の利用事例も紹介。）

※個別支援において知り得た事業場の情報は、行政機関はじめ第3者が知ることはありません。

この機会にサポート事業で職場状況を見つめ直してみたいとお考えの事業場を募集します！（※実施事業場数限定、先着順受付）

●どうやって進めていくの？

※まずは次ページの申込書に必要事項をご記入の上 FAX にてお送りください。

FAX 送付

【作業状況、現場確認希望日等の確認】

当方からご担当者様に連絡し、作業状況や現場確認にお伺いする希望日等をお聞きます。必要により事業場へお伺いして、作業場の下見等をいたします。

現場確認実施日の決定

【個別支援の実施】（全般的な現場確認 概ね 2 時間程度）

当協会の安全衛生の専門家が事業場にお伺いし、作業場の状況、作業内容等の確認を行います。

【職場の確認等に基づいたアドバイス（報告書の作成）】

現場確認した結果に基づいて安全衛生管理に関するアドバイス、具体的な改善提案などのほか、ご要望により作業教育等を行います。



【申込等に関するお問合せ】

中央労働災害防止協会 技術支援部（担当：青木、岡村、水沼）

〒108-0014 東京都港区芝5-35-1

TEL 03-3452-6375 FAX 03-5445-1774

<http://www.jisha.or.jp/chusho/support.html>

寄せられた感想

支援を受けられた事業場から 次のような感想・意見が寄せられています。

- ・ 詳細な報告とアドバイスをいただいた。報告は非常にわかりやすく、上司にも説明しやすかった。
- ・ 日頃の工場点検で気づけない部分を教えていただき感謝する。
- ・ 非常停止装置など、わからなかったことを提案いただいてとても役に立った。
- ・ 法令を元にアドバイスいただきとても心強い。この制度はありがたかった。
- ・ 安全衛生に取り組むきっかけを与えていただき感謝している。

平成 年 月 日

中央労働災害防止協会

〇〇安全衛生サービスセンター所長 殿

(又は、技術支援部長、〇〇部長)

事業場の名称

代表者役職氏名

印

中小規模事業場安全衛生サポート事業 申込書(個別支援用)

別紙の実施事項等確認書に同意し、標記事業による安全衛生に関する個別支援を下記のとおり
申し込みます。

記

事業場所在地	〒	業種	労働者数 (事業場単位) 人
担当者職氏名	E-mail		
担当者の連絡先	TEL: FAX:		
実施希望日	平成 年 月 日 時 ~ 時		
事業の概要			
安全衛生活動において、困っていること又は今後取り組みたい事項			

※ 当協会の担当者等が貴事業場を訪問し、現場確認等をさせていただいた結果については、後日、「現場確認結果報告書」に取りまとめ、関係者の皆様にご説明いたします。その際に、①貴事業場のその後の取組状況についてお伺いし、アドバイス等を行う、②教育・講演等を行うなどのフォローアップ支援(2回目の支援)を受けることができます。

フォローアップ支援を希望する場合には、次の□にレ印を入れ、次の事項についてご記入ください。

☐ 標記事業による安全衛生に関するフォローアップ支援を次のとおり申し込みます

フォローアップ支援を希望する事項	(希望するものに○をつけてください。) 1 現場確認結果報告書の内容に係るアドバイス等を希望 2 安全衛生教育、講話、KY指導等を希望 ご希望のテーマ等があれば、お書きください。 ()
------------------	---

中小規模事業場安全衛生サポート事業 実施事項等確認書(事業場個別支援用)

1. 実施事項

この事業では、中央労働災害防止協会(以下、「中災防」という。)が貴事業場に安全衛生に関する専門職員(以下、「専門職員」という。)を派遣するなどして、次の①～④の安全衛生活動支援を無償で行います。

- ① 現場確認:専門職員等が事業場を訪問し、現場確認とヒアリングを行って、貴事業場の安全衛生管理状況に関する現状把握を行います。(2時間程度)
- ② 現場確認結果報告:現場確認の結果報告書をお届けし、貴事業場の安全衛生管理に関するアドバイスを行います。
- ③ フォローアップ支援:現場確認の状況を踏まえ、現場確認結果報告書の内容に係るアドバイス等や特定の安全衛生に係る事項(作業環境改善や機械設備の安全化の支援、特定テーマの講演・研修など)等について、必要に応じ無償のフォローアップ支援をお勧めします。フォローアップ支援を申し込まれた場合は、担当する専門職員等が事業場を訪問し、特定の安全衛生に係る事項について、専門家の視点から希望された支援を実施します。
- ④ アンケートへの回答:個別支援終了後(フォローアップ支援まで行う場合はフォローアップ支援終了後)、支援結果についてアンケートにご協力いただきます。
- ⑤ アフターサービス:フォローアップ支援から概ね2～3ヶ月後に、専門職員等が事業場を訪問又は電話によりご支援の結果に基づく取り組み状況や、新たに発生した安全衛生の問題などについてお聞きします。

2. ご確認事項

- (1) 上記①～⑤の実施事項は、貴事業場が自主的に安全衛生活動の推進を継続できるよう、その手法等についてアドバイスを行うものです。専門職員が、貴事業場の安全衛生活動の推進を直接担うものではありません。
- (2) 上記①の現場確認は、専門職員がアドバイスに必要な情報を得るために、貴事業場の安全衛生管理の状況を確認させていただくものです。
- (3) 本事業は、中災防が厚生労働省の補助事業を活用して実施するもので、実施結果等を包括的にとりまとめて厚生労働省に報告いたします。ただし、貴事業場の現場確認により得られた個別情報については、行政機関を含め第三者に一切公開いたしません。

3. 情報セキュリティ管理について

中災防は、本事業で得られた個人及び事業場情報を適切に管理し、事業の効率的な運営のためにのみ使用します。当該事業場の許可なく第三者へ提供することはありません。

なお、中災防としては、本事業のご利用を契機に、安全衛生活動に役立つ情報やサービスのご案内をしたいと考えておりますが、不要の場合は右の□にレ印を入れてください。 ☐ 不要

☐ 上記の記載内容を確認し、同意します。

事業場名称: _____